

藤岡市農業委員会
令和3年第4回
定例会議事録

令和3年4月5日招集

令和3年藤岡市農業委員会第4回定例会議事録

令和3年4月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第4回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 21号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 22号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 24号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 7号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 8号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

- | | | | |
|-------------|------------|------------|-----------|
| 1 番 秋山 幸夫 | 2 番 宮澤 一夫 | 3 番 清水 文江 | 4 番 浦部 隆 |
| 6 番 折茂 新一 | 7 番 黒澤 義雄 | 8 番 関根 隆雄 | 9 番 折茂 高弘 |
| 10 番 金澤 貞夫 | 11 番 岩下 次夫 | 12 番 茂木 由子 | 13 番 山口 暁 |
| 14 番 福田 俊太郎 | | | |

[欠席農業委員] (1名) 5 番 浅見 健司

[出席農地利用最適化推進委員] (なし)

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

(開 会 13時30分)

事務局次長 ただ今より令和3年第4回定例会を進行させていただきます。
本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましても、中庁舎3階小会議室を用意しておりますので、本日は2班の委員さんにつきましては、下審査の際に移動をお願いしたいと思います。

それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より令和3年第4回農業委員会定例会を開催いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。7番 黒澤委員、8番 関根委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第20号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第20号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第20号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第20号整理番号1番については申請のとおり決定します。

続きますして

- ・議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 以上2議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。

各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時48分 休憩)

(15時03分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の

班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、西平井のAさんが、西平井の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は99㎡、農地区分は第2種として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第21号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第21号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第21号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。整理番号2番は、小林のTさんが、小林の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,792㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第21号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第21号整理番号2番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第21号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から9番の9件です。整理番号1番は、市外の法人が、立石の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は920㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、立石新田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,990㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、中のOさんが、中の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は499㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、小林のMさんが、緑埜の農地を賃貸で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は383㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と決定しました。整理番号5番は、鬼石のMさんが、鬼石の農地を贈与で取得し、倉庫用地として転用するもので、面積は57㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、鬼石のMさんが、鬼石の農地を贈与で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は30㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、本郷のKさんが鬼石の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は58㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市内の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は209㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、浄法寺のYさんが、浄法寺の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は368.45㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第22号整理番号1番から9番について1班の班長さんより報告がありま

したが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何か意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何か意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号8番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号8番は許可と決定します。
次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号9番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号9番は許可と決定します。
続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは、整理番号10番から18番の9件です。整理番号10番は、藤岡のIさんが、藤岡の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は563㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、篠塚のYさんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は234㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号12番は、市外のHさんが、中大塚の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は499㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号13番は市内の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は396㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号14番は、市外のKさんが、篠塚の農地を使用貸借で借り受け、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は290㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号15番は、市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は992㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号16番は、市外の法人が、金井の農地を賃貸で借り受け、鉄塔建設工事の為に一時転用するもので、面積は1,315㎡、農地区分は第2種として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号17番は、市外の法人が、下日野の農地を賃貸で借り受け、露天資材置場及び電柱用地として転用するもので、面積は208㎡、農地区分は第2種農地として

判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号18番は、市外の法人が、上日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は140㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第22号10番から18番について2班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号10番は許可と決定します。次に整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号11番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号11番は許可と決定します。次に整理番号12番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号12番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号12番は許可と決定します。次に整理番号13番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号13番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号13番は許可と決定します。次に整理番号14番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号14番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号14番は許可と決定します。次に整理番号15番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号15番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号15番は許可と決定します。次に整理番号16番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号16番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号16番は許可と決定します。次に整理番号17番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号17番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号17番は許可と決定します。次に整理番号18番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号18番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号18番は許可と決定します。続きまして、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第23号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第24号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第24号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　　特に意見もないようですので、議案第24号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長 　　異議なしと認め、議案第24号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第7号・8号を一括して上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 　　ただ今、報告第7号・8号について、事務局の説明が終わりましたが、何か意見がありましたらお願いします。

（なし）

議長 　　特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第4回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（審議終了 15時27分）